

鳥取県告示第 410 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 115 条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 6 月 3 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
株式会社アドバン 取締役 谷口 信	鳥取市若葉台北 四丁目 7-1	デイサービスわかば	鳥取市若葉台北 六丁目 12-8	介護予防通所 介護	平成 20 年 6 月 1 日